

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成23年度補正予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成23年9月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区における子どもの人権擁護の仕組み構築支援業務委託

(2) 目的

子どもの人権を尊重し、確保することを目的とし、行政から独立した第三者機関である「子どもの人権オンブズパーソン」制度を参考にしながら、新たな仕組みの構想について検討する。外部の有識者・関係機関等を含めた検討を行い、パブリックコメントやシンポジウムの開催のほか、子どもを含めて広く区民の意見等を聞きながら、効率的かつ着実に仕組みを構築するため、検討から具体案の策定にあたっての支援業務を事業者へ委託する。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査等の分析・評価や、区民意識、国の動向などの実態把握に基づく計画の策定支援に携われる事業者を募集する。

(3) 業務内容

検討委員会(3回程度開催予定)、アドバイザー会議(3回程度開催予定)等の運営に係る支援業務

ア 人権擁護に関する先進自治体の取り組み状況、国や都の動向等、情報収集・分析を行うこと。

イ 検討委員会やアドバイザー会議等の求めに応じて、必要な検討資料を作成すること。資料については必要な情報収集を行い、区担当者との打合せを踏まえて作成すること。

ウ 検討委員会及びアドバイザー会議等に研究員が出席して、検討に必要な情報提供を行うこと。出席した研究員は議事内容の要旨を作成し、会議終了後3日以内に区に提出すること。

アンケート調査に関する業務

ア 区が回収した調査票の集計及び分析を行うこと。分析は、クロス集計分析や要因分析等の効果的な統計分析手法にて行うこと。

イ 集計及び分析に基づき、調査結果報告書を区に提出すること。調査結果をまとめ、グラフ等を用いてわかりやすい報告書を作成すること。報告方法については事前に区担当者と協議すること。

ウ 調査結果報告書全体から主要な部分を抽出した概要版を作成すること。

エ 調査結果報告書及び概要版の作成においては、校正を区と実施すること。

オ 調査結果報告書及び概要版の内容については、事前に区担当者と協議すること。

シンポジウム、意見交換会等（計3回程度開催予定）の開催に関する業務

ア 開催にあたってのチラシの原稿作成及び当日使用する資料を作成すること。

イ 会場設営・資料の配布等を区担当者とともに行うこと。ただし、会場の確保は区担当者が行うこととする。

ウ 開催記録の作成

検討の「骨子」及び「中間まとめ」の作成

ア 「骨子」及び「中間まとめ」は、主要な部分を抽出した概要版を各々作成すること。

イ 上記作成にあたっては校正を行うこと。

パブリックコメントの実施に関すること

パブリックコメントの結果の意見集約及び、区担当者の指定するフォーマットへの集約した意見内容の入力作業を行うこと。意見の集約においては、区が指定する項目に分け集約し、その他意見や要望については一覧にすること。

成果物の提出

本委託において収集、作成された資料一式を成果物として区担当者に提出すること。成果物については、指定した様式による電子媒体及び各データを印刷した紙媒体で提出すること。

(4) 履行期限 契約締結の日から平成24年3月28日まで

2 参加資格

子どもの人権擁護の仕組み構築に向けて意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 東京都及び都内区市町村、並びに隣接県及び同県内市町村、その他世田谷区と同等の人口を有する他自治体において、福祉、子ども施策、または行政基本計画の策定に関する支援業務及び調査分析の受託実績があること。（過去5年以内）

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 子どもの人権擁護に関して理解があり、それらの理解に基づいた提案内容となっているか。
- (2) 東京都及び都内区市町村、並びに隣接県及び同県内市町村、その他世田谷区と同等の人口を有する他自治体において、福祉、子ども施策、または行政基本計画の策定に関する支援業務及び調査分析の受託実績が豊富であるか。（過去5年以内）

- (3) 実施体制（配置人材、経験等）が十分に確保されているか。
- (4) 事業担当者の取り組み姿勢及び実績・障害福祉への理解度等。
- (5) 見積もり金額が妥当であるか。
- (6) 事業者において個人情報保護に関して規定を設けているか。

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども部要支援児童担当課

〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7

電話0 3 - 5 4 3 2 - 2 5 2 4 F A X 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 1 6

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成23年9月1日（木）から平成23年9月8日（木）まで

交付場所 世田谷区子ども部要支援児童担当課

交付方法 手渡し、ファクシミリ、電子メール

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成23年9月8日（木） 午後4時まで

提出先 世田谷区子ども部要支援児童担当課

提出方法 持参、ファクシミリ、郵送（締切日必着。郵送は、書留郵便に限る。ファクシミリの場合は受理確認の連絡必ずとること。）

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成23年9月22日（木） 午後4時まで

提出先 世田谷区子ども部要支援児童担当課

提出方法 持参または郵送（締切日必着。郵送は、書留郵便に限る。）

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。